

商品概要説明書

R6 セレモニー特典付き定期積金 やすらぎ<定額式>

(令和6年4月1日現在)

1. 商品名	・定期積金<定額式> (愛称：R6 セレモニー特典付き定期積金 やすらぎ)												
2. ご利用いただける方	・①正組合員・准組合員の個人 ②新規顧客の個人 (准組合員への加入必須)												
3. 期間	・5年												
4. 払込方法 (1) 払込方法	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は1か月とします。 ・2021年10月1日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。												
(2) 払込金額	・1回あたり10,000円												
5. 払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。												
6. 給付補填金 (1) 適用利回り	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。												
(2) 支払頻度	・満期日以後に一括して支払います。												
(3) 計算方法	・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。												
(4) 税金	・20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。												
(5) 金利情報の入手方法	・金利(約定利回り)は店頭のコピーボードに表示しています。												
7. 手数料	—												
8. 付加できる特約事項	・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。												
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。												
10. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。												
11. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA支店または本店金融共済部管理課(電話：042-594-1011)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金(祝日、年末年始を除く)</td> <td>9:30～12:00 13:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金(祝日、年末年始を除く)</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> </tbody> </table>	名称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金(祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金(祝日、年末年始を除く)	10:00～12:00 13:00～16:00
名称	電話番号	受付日	受付時間										
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金(祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～15:00										
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金(祝日、年末年始を除く)	10:00～12:00 13:00～16:00										

	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
12. その他参考となる事項	<p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記東京都JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・本定期積金をご契約いただきますと「JA 東京みなみ やすらぎ友の会」の会員となり、JA 東京みなみ セレモニーセンターが取り扱う、以下の会員特典をお受けいただけます。（本定期積金ご契約時に「JA 東京みなみ やすらぎ友の会 入会申込書」をご記入・ご提出いただきます。） <p><契約時特典></p> <ul style="list-style-type: none"> ○エンディングノートを進呈いたします。 <p><当組合セレモニーセンター利用時特典></p> <ul style="list-style-type: none"> ○JA 東京みなみ セレモニーセンターをご利用いただく場合に、以下の①～⑤のうちどれか1つを会員特典として受けることができます。ただし、「火葬のみ」または「市民葬」をご利用の場合は、特典をお受けいただけません。 <ol style="list-style-type: none"> ① 枕花 … 胡蝶蘭（3万円相当） ② 生花 … 葬儀または後飾りのアレンジ花（3万円相当） ③ ドライアイス3日間分 ④ JA 東京みなみ指定の安置室3日間分のご利用 ⑤ 搬送車を無料で手配（ご自宅から斎場まで10km以内） <p><当組合セレモニーセンター利用後特典></p> <ul style="list-style-type: none"> ○JA 東京みなみ セレモニーセンターをご利用後に、遺影ミニ台紙（忌日表）3つをお届けいたします。 ・「JA 東京みなみ やすらぎ友の会」の会員特典を受けられる方は、会員の方と、その同居のご家族の方（「家族会員」となります）に会員証をお渡しいたします。 ・本定期積金の積立が継続している期間は「JA 東京みなみ やすらぎ友の会」の会員資格を有し、解約によってその資格を失います。 ・本定期積金満期時の会員資格につきましては、満期日をもってその会員資格を失いますが、引き続き本定期積金をご契約いただくことで、会員資格は継続いたします。（改めて「JA 東京みなみ やすらぎ友の会 入会申込書」をご記入・ご提出いただきます。） ・中途解約をされた場合は、「JA 東京みなみ やすらぎ友の会」の会員資格を失い、会員特典をご利用いただけませんので、ご了承下さい。 ・本定期積金解約の際（満期解約も含まれます。）は、会員証（家族会員分も含まれます。）を回収させていただきますので、大切に保管してください。 			

詳しくは窓口にお問い合わせください。